

第三十回 参議院内閣委員会會議録第八号

昭和三十三年十月三十日(木曜日)午前
十時三十九分開会

出席者は左の通り。

委員長 永岡 光治君
理事 大谷 隆之助君
松岡 平市君
矢嶋 三義君
竹下 豊次君

委員

木村 篤太郎君
佐藤 清一郎君
堀 木 謙三君
増 原 恵吉君
松 村 秀逸君
千 葉 信君
八 木 幸吉君

國務大臣

運輸大臣 永野 護君

政府委員

大蔵政務次官 佐野 廣君
大蔵省管財局長 賀屋 正雄君
運輸省鉄道監督局長 權田 良彦君
郵政省電氣通信監理官 岩田 敏男君

事務局側

常任委員 杉田正三郎君
会専門員

説明員

大蔵省主計局給与課長 岸 本 晋君
大蔵省管財局総務課長 谷 川 宏君

本日の會議に付した案件
○公共企業体職員等共済組合法の一部

第一部 内閣委員会會議録第八号

昭和三十三年十月三十日【参議院】

を改正する法律案(内閣提出)
○国家公務員のための國設備舎に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(永岡光治君) これより内閣委員会を開会いたします。

まず、公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

永野運輸大臣から発言を求められておりますので、これを許します。

○國務大臣(永野護君) 前回の答弁が不十分な点がございましたから、あらためて千葉委員の御質問に対してお答えいたします。

この法律は、大蔵、郵政、運輸の三大臣が、それぞれ主務大臣となつております。閣議に對しても、三大臣の共同提議になつておるのであります。ただ、この國會で提案理由を説明するに當りましては、主務大臣の事務の繁閑等を考慮しまして、運輸大臣が三大臣を代表して行ふことに、たしか十月七日の閣議できまつたのであります。しかし、法案の内容に關する御質問に對する答弁につきましては、三省の關係者がこれに當りますことはもちろんだと思ひます。それぞれ所管事務についての御答弁を申し上げます。

○千葉委員 大体提案理由の説明を担当される主務大臣の關係等について、ただいまの運輸大臣の御答弁によつて了解いたしますが、ただ、私の申し上げているのは、単に提案理由の説明だけではなくて、その法律案につ

いての國會における答弁その他、最終的にはだれが責任を持つのかというところが、この点が重大な問題だらうと思ひます。承つておきますと、それぞれ他の方もその省に關する分については、御答弁に當られる、こういうことであります。私はそれで差しつかえないと存じますけれども、あくまでも一応最終責任者としては運輸大臣という確信の上に、この際われわれとしては立つべきだと思ひます。そういう意味では從來の委員會の審議の経過におきまして、政府の方に実はその点について十分連絡をとつて確かめたところが、十月七日の閣議で主務大臣として運輸大臣が指名されたということについては、運輸省關係ではそれを確認して、内閣審議會の方に照会しましたところが、内閣審議會の方ではさういふ決定があつたことを知らぬという連絡なんです。そこで、私は相當疑義を持つておりましたが、今はつきりと運輸大臣の方から、十月七日の閣議で決定されたという御答弁ですから、私はあえてその点をこれ以上追及しませんけれども、しかし今回、この前の委員會に運輸大臣が出席されて答弁に當られたときには、閣議で決定されたそのことについて運輸大臣がその閣議で決定した事項のあることを全然知らないで、私の質問に對して立ち往生をされた格好がありました。その点からいいますと、私は十月七日の閣議の決定そのものについて若干の疑義を持たざるを得ませんけれども、しかし、これ以上

この問題の追及はやめて問題の審議に入りたいと存じます。政府側に釘をさしておきます。

○委員長(永岡光治君) 本案につきましては、さきに提案理由の説明を聴取いたしておきますので、本日は本案の内容について補足説明を求めます。

○政府委員(權田良彦君) ただいまからこの法律案の概要につきまして補足説明をいたします。

提案理由説明でも申し上げました通り、この法律案は健康保険法の一部改正と国家公務員共済組合法全部改正とに伴います改正が骨子となつておりまして、それにこの法律施行後の運営の状況等にかんがみまして、若干の改正を加えたものでございます。

まず、健康保険法の改正に伴います改正について申し上げます。御承知のように健康保険法の療養給付につきましては、組合員にその費用の一部を負担せざるという、いわゆる一部負担制がとられるようになったこと、それから保険医、保険薬剤師が一つの機関としてとらえられるようになりましたこと、保険医療機関、保険薬局となりましたこと、それから医療機関等に対するなどの改正が行われましたために、健康保険をいわば代行いたします共済組合といたしましても、かような制度的な改正にならうことが妥当であると考へまして、そのように改正をいたすことといたしております。

このほかに被扶養者の範囲、組合員の資格喪失後におきます継続給付の受給資格要件についての改正、療養費受ける医療機関のうち、いわゆる契約医療機関についての改正、療養費払いの例外規定の改正などが含まれております。

前の二点につきましては、健康保険の代行機関であるという性格上、制度的にもこれに歩調をそろえることが妥当であると考えまして改正いたしましたこと、にいたしたものでございます。また、契約医療機関につきましては、改正は、従来契約をいたしておりました医療機関のほとんどが保険医療機関と相なりましたので、組合員のための療養を行うことを目的とする医療機関ということに對象を限定して規定することにいたしましたわけでございます。

次に、療養費払いにつきましては、現行法では何ら限定的な規定はなく、これでは健康保険法の原則であります療養の給付の精神にもとることになりますので、第三十三条の第三項を削除いたしました。新たに第三十四条の二を設けまして療養費払いは緊急その他やむを得ない事情による場合に限り、あくまでも例外的なものであることを明示することにいたしましたわけでありす。

次に、国家公務員共済組合法の全部改正に伴う改正であります。これはすべて付則で規定されておりますものの改正であります。すなわち、国家公務

員との交流があつた場合の通算措置の場合、国家公務員共済組合法が旧法と新法と二つでござつたため、その双方を受けるのだという当然のことながら法律上必要な改正、それに国家公務員共済組合法で公務廃疾年金というものができまして、これを制度的には増加恩給と同様の取扱ひをいたすことにするなどの改正等でありました。

次にその他の改正について申し上げます。

まず、規定の整備といたしまして、他の法令による療養との調整規定、不正受給者等からの費用の徴収規定を設けることといたしております。いずれも当然の規定であります。これらの規定がこの法律にございせんので、健康保険法、国家公務員共済組合法等の規定の例にならしまして、今回新たにこれを入れることにいたしております。

次に、共済組合の監督を全うするために主務大臣が監督上必要な業務命令ができることにいたし、また、共済組合業務の正常な運営を確保するため、共済組合の役員等に対するこの法律違反の罰則規定を置くことといたしております。

次に附則関係のその他の改正について申し上げます。

まず、更新組合員の傷病年金及び傷病給付金につきましては、この法律施行後支給停止になつておつたのでございしますが、増加恩給との均衡上、これも支給を停止しないことといたしております。

次に、組合員期間に算入されます期間として、職員期間に準じます。国家公務員であつた期間で運営規則で定め

るものを加えることといたしておりますが、これは日本電信電話公社が郵政省に委託しております業務に従事してゐる国家公務員などを予想してあります。さらに旧組合に使用された者の期間を退職年金の受給資格期間としては算入できることといたしております。

最後に、増加恩給を受けます権利を放棄して、その期間を組合員期間に算入した方が有利となる場合が考えられますので、そのような方には、選択権を与えることといたしております。

以上はなほ簡単ではございしましたが、法案の概要を申し上げます。

○委員長(永岡光治君) それではこれより本案の質疑に入ります。

ただいま政府側から運輸省では永野運輸大臣、権田鉄道監督局長、八木国鉄大臣、大蔵省から佐野政務次官、岸本主計局長、給与課長、郵政省から岩田電気通信監督官がみえております。御質疑のある方は、順次御発言を願ひます。

○矢嶋三義君 運輸大臣が衆議院の予算委員会の関係があつてお忙しいようですから、一、二点だけ何つておきたいと思ひます。国務大臣としての永野運輸大臣並びに大蔵大臣の代りとしておみえになつておる大蔵政務次官にお答へ願ひたいと思ひます。それはただいま公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案が審議の対象となつてゐるわけですが、これと、それから先国会で本委員会が審議して成立いたしました五現業の職員並びに五現業を除く他の省庁の恩給公務員を除く職

員を対象とする国家公務員共済組合法というものが、相当の抜本的改正内容をもつて成立いたしました。それとさらにいふゆる一般公務員を対象とするところの恩給公務員を対象とするところの恩給法、こゝろの形勢と相なつてゐるわけですが、あの国家公務員共済組合法を審議する場合に、いずれこれらを統括一本化した共済組織の形に持つていく考えで検討をしてゐる、こゝろの答弁がなされたことを私は想起するわけですが、今、政府側内において、その後どういふ方針のもとに検討をされ、作業が続けられ、近い機会にどういふものを上程されようとしておられるのか、一部と全部に關係がありま

すので、全般的な問題を把握する意味において、国務大臣並びに佐野政務次官の答弁をお願いいたします。

○国務大臣(永野護君) ただいま御質問の中で、共済組合の職員であつた期間を退職年金受給資格期間として算入すること、組合員期間中に、職員期間に準ずる国家公務員であつた期間で運営規則で定めるものを加えること等のためには、今各関係方面と折衝いたしまして、できるだけ早い機会にその改正をいたすように尽力をいたしております。きまり次第に成案を出したいと思ひます。

○政府委員(佐野廣君) 今運輸大臣から御答弁のありましたように、政府部内でもまだこの点について検討を続け

ておるわけとございまして、今国会におきましてこれをできるだけ統一して、すみやかに成案を得たい、かように考えております。

○矢嶋三義君 私は総合的な問題として何つた点は、期間の通算とかいふ、

そういう限定された問題でなくて、雇用者が国家となつてゐるあるいはそれに準ずる立場である働く労働者に対して、公共企業体等共済組合法とか、あるいは国家公務員共済組合法とか、あるいは恩給法とか、こゝろよりいふ幾つかの体系になつてゐるのですね。それらを共済的な立場から、これをすつきり一本化したらどうかというふうな意見があり、そういう検討がなされてゐる。しかし、若干部内にも意見がある。それで、調整して検討中だといふやうな答弁が前国会でなされたことを私想起してゐるわけなんです。従つて、こゝろよりいふ具体的な法案を審議するに當つて、今、政府はど

ういふ方向に向つて進みつつあるのか、どういふ今検討をしてゐるのか。次には、どういふものが出る可能性があるのかといふ、雇用者である国の基本的な方針という全般をつかんで、そして特許したいという立場から何つてゐるわけ

で、局所的な期間の通算とかいふやうな点を何つてゐるのじやないのです。

○国務大臣(永野護君) 御指摘の点はごもっともだと思ひますので、何とかその調査をすつきりしたものにしたいといふことは考えておるのであります。時間が非常にかかつておりまして、その点はまことに申しわけないの

でありますけれども、各省にわたつておる問題でありますから、その調整に時間がかかつておるのであります。最も早い機会にその調整をとります。各省の間の意見がまとまりましたら、すぐ提案をするつもりでございすから、いましばらくの御猶予を願ひたいと思ひます。

○政府委員(佐野廣君) ただいま大臣

から言われましたので、それ以上今政府部内の統一した、また、通常国会にこれの一応成案を得て提出したいといふ方針を持つておるわけでありまして、今それ以上のことを、検討中でありまして、今ちょっと私もお答へ申し上げかねますが、しばらくお待ちを願ひたいことを御了承願ひたいと思ひます。基本的な問題でございすから重要でありますし、各省との連絡も一つしてお答へをしたいと思ひます。

○矢嶋三義君 この点については、いづれ大蔵大臣出席を願つて何いたしたいと思ひます。検討をするに當つても大きな一つの政策の問題ですから、基本的な方針、方向が明確にならぬと、検討のしようがないと思ひます。それで検討してゐるのはどういふ理念のもとに、どういふ基本的方向に向つて検討するかという点を伺いたいと思ひます。これは大蔵大臣に聞くのが適當と思ひますから、本日はまた明日大蔵大臣にそれ聞きたいと思ひます。ただ、事務当局に一言だけ何つておきますが、国家公務員共済組合法並びに恩給法これらを一本化しようといふやうな検討がなされてゐるのかどうか。これは事務当局にお答へ願ひたいと思ひます。

○説明員(岸本晋君) お答へ申し上げます。御質問の趣旨は、恩給その他の現在ございす年金制度、国家公務員についてでございますが、これを一本化して整理するかどうかという御質問だと思ひますが、御承知の通り、現在非現業官吏だけが恩給の適用を受けておりまして、その他の国家公務員はすべて共済年金といふことになつております。この非現業官吏の恩給をどうするかと

いう点が、今最後の問題になつて残つてゐるわけでございます。これは總理府におきまして、すでに恩給はよす、新しい年金制度に切りかえるということは、すでに前国会でも言明しております。新しい退職年金制度というものを、共済組合制度という法人組織でいくか、あるいは国営年金制度でいくか、その点は政府の方針が最終的にきまつていないという段階でございます。

○矢嶋三義君 その点はききようはこの程度にとめておきます。

永野運輸大臣にあつては二点簡単に伺います。その一つは、国家公務員共済組合法は、先国会でわれわれ審議する場合には、国家公務員共済組合法の適用を受ける人と、それから公共企業体職員等共済組合法の適用を受ける人の間に、退職金にアンバランスを生ずる。従つて、約二割から三割五分程度国家公務員共済組合法の適用者の退職金は上つたと思うのです。それにつり合つて公共企業体職員等共済組合法適用者の退職金も上げるべきだという議論がなされ、強く要望がなされたわけでありましたが、この度の法案にそれが含まれておりません。それはどういふ理由に基くものか、別途出されようとするのか、お考えを承りたいと思ひます。

○國務大臣(永野護君) 共済組合の退職年金制度につきましては、非現業のそれと、それから公社職員のそれと、基礎俸給が異つております。また、退職一時金につきましてもその要件、給付額が異なつておりますが、これらを総合勘案した上で、公社の退職手当を考へる必要がありまゝので、目下その数字を検討をしております。また制度としてどういふふうにするか、統一するのが適當であるかというところを研究しておりますので、成案を得次第、提案いたしたいと、こう考へております。

○矢嶋三義君 再検討しなければならぬと云つていふ点はお認めになつて、どういふ内容のものにするかというところを検討している、かように了承してよろしいですか。

○國務大臣(永野護君) さうでありまゝ。

○矢嶋三義君 もう一つ伺つておきますが、それは健康保険法の改正に伴つて、先ほど説明がありましたように、被保険者の一部負担制度を改められております。そうしてさらに、場合によつたならばこれを還元するといふようなことを、一部負担金の払い戻し、還元措置をとることができるといふような規定がなされてゐるわけですが、一部負担をさせなければ運営ができないような経理内容なのか、どういふ立場でこういふものが出てきたのか、それを御説明願ひたいと思ひます。

○國務大臣(永野護君) 計数的にはいと思ひます。それと、他の組合の方との関係から、その調子を合わせますために、さうに扱つた次第であります。

うだと大へんけつこうだと思つておりますが、この問題は御承知の通り、ずいぶん古くからの問題でありまして、それだけに事務的に見ましても、非常に複雑な問題でありますので、長くかかつてゐるのだらうと思つております。そこで、御研究がついた結果、もう政府の方でどこにするか腹をきめればよいといふところまで事務的の検討は済んでおるのかどうか。先ほどの大臣の御答弁ではかなり進んでゐるやうにも聞こえましたけれども、なかなかむずかしい問題で、まだお困りになつてゐるのではないかと私は疑問を持つておりましたので、事務当局の方では検討が済んでおつて、左に右に動かすかを政府の方で腹をきめればよいのだといふ段階まで進んでおるのかどうか、その点を一つお伺ひしておきたいと思ひます。

○國務大臣(永野護君) 御承知の通り、これは長い、懸案の問題であります。ことに関係の方面が非常に広いものでございまして、大体の方向は今申し上げましたように進めておられますけれども、それがもうすべて材料は整つて、ただ右するか左するかだけきめればよいといふ段階にいつてゐるとは申し上げかねると思ひます。もう少し考えなければならぬ点が残つておると思ひます。

○竹下豐次君 大臣お急ぎでしようから、退席下すつてよろしうございませうけれども、事務当局の方でどのくらい進んでおるのか、その点を詳しく御説明でなくとも、本筋だけ御説明願ひたいと思ひます。

○説明員(岸本善吉君) この問題の経緯から申し上げますと、大蔵省も先般通常国会で御承認を得ました国共法、これによる年金という建前で進んでおつたわけでありまして、あとその中身を、基本的な行き方につきましては、總理府で国営年金制度をやりたいといふお話があつたわけでありまして、その基本的な行き方についてまだ話し合ひがついておりません。従つて事務的にどういふ内容になるかといふものの正式の案が、まだ政府と申しますか、總理府の所管としては總理府でございまして、そこから正式のまだ発表もございせん。ただ一応の推測的な作業はいたしておりました、さういふ段階でございます。最終的に事務的には話がついておるのだといふ段階でももちろんないわけでございます。方針そのものがきまりませんと、どうも飛びつきにくいといふやうなことでございまして。

○矢嶋三義君 さつきこの一部負担制の改正は、調子を合わせるためと運輸大臣答弁されたのですが、その調子を合わせることは、どういふふうにして調子を合わせるのか、資料で、数字で御説明いたしたいと思ひますので、きょう中か明日の委員会までに一つお出しただきたいと思ひます。よろしうございませうか。

○政府委員(佐野廣君) 具体的にお示しいただきまして、至急提出いたしたいと存じます。

○矢嶋三義君 それから大蔵省の課長に伺ひますが、前の国会で国家公務員共済組合法を審議するに當つては、相当時間的な制約も受けたのですが、あ

いただくといふことを紳士協定して、会期末の關係上、あの法律案を可決したのでありますが、紳士協定を破つて、その後法律が通つたところが何とも音ざたがないが、どういふわけなのか。出されたけれども、その資料が委員部かどこかに滞つてゐるのか、出されなかつたのか。法律が通つてしまつたところか、何ともいさがつがないので面くらつてゐるわけですが、出されたのかどうか。出されていなければ、大体概要でいいのですよ、めんどうなものを要求してゐるわけではないので、概要のものを示していただきたいと思ひます。いかがでしょうか。

○説明員(岸本善吉君) 資料の点につきましては、私どもも約束申し上げましたのを、今まで出してございせん、まことに恐縮する次第でございまして、最後の財源計算は、来年一月一日から実施になります。年金の保険料を定める資料でございまして、さう簡単に参りませんので、これは各担当組合に作業をお願いいたしておりますが、まだ最終に各組合とも済んでおりませんので、今日までおくれでございまして、来々一月一日の実施前には、なんとかこの作業をこつつけまして、その前に国会に御提出いたしたいと思ひますので、今極力急がせておるわけでございます。

○矢嶋三義君 私たちが知りたいのは、各組合の経理内容、それから関連づけられてゐるわけですが、組合員の負担ですね、さういふものが知りたいといふわけですが、給付がどういふ状況になつてゐるかといふことは、大体わかりまゝです。今度のこの法律案で一部負担が行われますので、その経理

内容はどうか、そういうことを知りたいたいというのが一番のねらいです。そういう意味で、先般も国家公務員共済組合法について財源計算書がほしいと言ったわけですから、それほど詳細にわたるものを必要としませんから、概要さえつかめれば、判断の資料にできるわけですから、そういうものを要求しておきたいと思ひます。

○説明員(岸本重吉) 共済組合の経理内容の資料でございますが、直ちに調製いたすことができませんが、ただ掛金の基礎資料ということになりますと、非常に専門的なことを申し上げて恐縮でございますが、いろいろな基礎の統計資料が完全にまだできていない共済組合もございますので、今極力やつておりますが、そこまではちよつと無理でございますが、経理内容の概要ということで今回はお許し願えれば、さつそく調製いたします。

○矢嶋三義君 ちよつと速記をとめて下さい。

○委員長(永岡光治君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(永岡光治君) 速記を始めます。

○委員長(永岡光治君) 次に、国家公務員のための国設宿舎に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

本案につきましては、すでに提案理由の説明を聴取いたしておりますので、本日はまず本案の内容について説明を求めます。

○政府委員(賀屋正雄君) ただいま議題となつております国家公務員のための国設宿舎に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その内容を御説明申し上げます。

改正の第一点は、宿舎審議会を廃止いたしました点であります。この点につきましても、過般大蔵大臣の提案理由の説明の中におきまして詳細に御説明をいたしておりますが、時間もたつておりますので、もう一度繰り返して申し上げます。宿舎審議会は、もとより、この法律が制定せられました昭和二十四年、占領中でありましたが、その当時におきましては、多年にわたつて不統一に放置されて参りました宿舎制度に關しましてのいろいろな問題を一挙に解決することが困難でありましたために、本来でありますれば、当然法律に規定を設けべき事項、たとえば宿舎の維持管理の基準でありますとか、有料宿舎の使用料の基準その他の重要事項を、まずこの宿舎審議会で審議をいたしまして、その調査審議の結果を待つて決定するという建前をとらざるを得なかつたために、設置せられたものであります。しかしながら、その後宿舎制度もおおむね確立せられました今日におきましては、これらの重要事項は当然法律に規定を設けるべきであるという考えのもとに、今回の改正案に織り込むことになりましたので、宿舎審議会の設けられなくなったのは、或る程度達成されたと考えております。のみならず、ただいま政府において考へております行政簡素化の趣旨にも即応いたしまして、この際これを廃止しようとするものでございます。

第二の点は、宿舎を貸与いたします対象となる国家公務員の範囲につきまして明確化をはかつた点であります。すなわち、現行法におきましては、すべての国家公務員を対象としたしておりますが、このいわゆる国家公務員の範囲といふものは、法令上必ずしも明確ではございません。人事院の解釈によりますれば、単純な勤務に服する人夫のような者でも、一日限り雇用される者につきましても、国家公務員法の全面的な適用があるとされておるのでございます。しかしながら、宿舎設置の目的、あるいは現在の宿舎の不足の状況等から考えますと、宿舎貸与の対象は、原則として常時かつ恒久的な勤務関係にある職員に限るべきでありまして、いわゆる非常勤の職員、あるいは臨時職員といふような者は含まないようにするのが妥当ではないかと考えた次第であります。現在も適用上は、このような取扱ひをいたしておるのであります。したがつて、この点に必ずしも明確になつておりませんので、この際改正法におきまして、その点を明らかに法定化した次第でございます。

ただ、非常勤職員の中には、法令の規定によりまして、職務に専念する義務を免除されておる者がございまして、たとえば休職者、あるいは停職者、それから組合の専従職員、こういう人たちはその事由でもつて直ちにこの宿舎を貸与しないといふことは、生活の本拠を奪つて、酷に失します。これらの者に対しましては、引き続き認めるといふことにいたしました。さらに、定員その他の関係からやむを得ず臨時職員として採用しておる者のうちでも、継続的に雇用契約の期間が更新せられ

まして、勤務の実態を見ますと、一般職員と変わらないような者もあるのでございますが、そういう者には、職務の性質上宿舎を貸与するのが適當であろうと考えておまして、実情に即してこれらの点は政令で定めるといふことにいたしておる次第でございます。

第三は、宿舎の意義を明確にした点でございます。現行法上、宿舎の意義は不明確でありますので、これを、家屋のみならず、家屋の部分でありますとか、そのほか付帯施設あるいは共同施設、それから宿舎を建てます土地、こういったものも宿舎の概念に含むことにいたしました。取扱いの統一をはかることにいたしました。なお、家屋の部分と申しますのは、一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができるように完全に区画されました家屋の部分といふのであります。通常、アパートの各世帯ごとの一居住がこれに該当するわけでございます。

第四は、宿舎の設置、維持及び管理並びに総括の機能を明確に規定いたしましたとともに、これらの事務の委任に關する規定を整備いたしました点でございます。すなわち、宿舎の設置機能は宿舎の設置を統一的、一元的に行うことによりまして、必要に応じて適正な設置を確保するとともに、予算の効率的な使用をはかりました。原則として、現行法通り大蔵大臣がこれに當るといふことにいたしますとともに、いわゆる各省各庁の省庁別宿舎の一部について、五現業関係のもの、それから宿舎を、転用だとか交換、寄付といったようなことによりまして設置いたした場合、その他特別の事情があります場合は、それぞれの各省各庁の長が設置

する、こういう建前にいたした次第でございます。

さらに、宿舎の維持、管理の機能は、省庁別の宿舎につきましては当該各省各庁の長、それから合同宿舎につきましては、総合調整的な立場から、大蔵大臣が當ることとしたのでございます。この点は、現在でも政令に同じような規定が設けられておるのであります。

次に、宿舎の総括の機能でございますが、これにつきましては、現在政令で規定されておるところを法律に規定し、宿舎総括大臣としての大蔵大臣の権限と事務内容を明確にいたしました。それから、事務の委任につきましては、現在規定がございせんので、国有財産法の規定に基いて委任をいたしておるのでございますが、国有財産法では国有財産に限つております。従いまして、借り上げ宿舎になりますと、この委任ができません関係もございまして、この点を整備いたしましたわけでございます。

次は、宿舎の設置に關してでございますが、宿舎は、すべてこの設置計画に基いてのみ設置することによりまして、その設置計画の作成、あるいは変更の手續を明確に規定いたしました。これによつて宿舎の設置は一元的に規制されまして、その適用と効率的に確保されることとなるものと考えております。

の用に供せられるものの費用は、これはその居住者に御負担を願う、国が負担いたさないというところに、法文上明確にいたした次第でございます。

さらに、無料宿舎を貸与する者の範囲につきましては、非常勤勤務者あるいは実験研究者、あるいは管理責任者等について、その官署施設に近接した場所に居住する必要がある者に限定いたしました。これは、その官署から遠隔の地に居住して差しつかえない者に対しては、その職務の遂行上、居住地を拘束するわけでもございませんので、特にこの無料宿舎を貸与する必要がないと考えたからでございます。その他宿舎設置の方法につきましては、現在法律に規定がなく、政令に規定されておりますので、同じような趣旨を今回の改正法に規定いたしまして整備をいたしております。

第六は、宿舎の維持、管理に關してであります。まず、現行の有料宿舎の使用料でございますが、審議会の議を経た政令の規定によりまして、地代家賃統制令の算定方法に準じて計算した額に基くことになっておるのであります。この方式に準拠することは、しかしながら必ずしも合理的とは考えられませんので、今回の改正法におきましては、宿舎の設置並びに維持、管理に實際に要しました費用、すなわち建設費用、地代、修繕費、それから火災保険料相当額、こういったものを宿舎料によりまして回収するという建前をとりまして、これに宿舎の居住の条件等を考慮いたしまして、その算定方法を詳細に政令で定めることにいたしております。この場合に、建設費用の利子が問題であります、これは、公務員

の宿舎は国が収益事業として設置するわけではございませんので、利子は算定いたさないことにいたしました。それからまた、管理事業費も、国の事務、事業のために宿舎を設置、維持、管理しているものでありますから、これは一種の行政コストと考えまして、宿舎料の中には算入いたさないことにいたしております。

次に、宿舎を貸与せられる者の宿舎使用上の義務につきまして、善良な管理者としての注意義務を課し、あるいは転貸、あるいは模様替えといったようなことを禁止する規定を置きました。ほか、宿舎を滅失、毀損いたしました場合は、宿舎の責任、修繕費の負担区分等について明確化をはかつております。この場合に、経過失による失火に対しては、国が責任を追及しないこととしておりますが、これは、ただいま申しましたように、使用料の中に火災保険料相当額を算入いたしまして、自家保険の考へ方に立つておるからでございます。

次に、宿舎の明け渡し事由につきまして、宿舎の老朽化等によりまして、その宿舎を移転する必要がある場合、あるいは有料宿舎の居住者が義務違反をいたしまして、これに対して是正要求をいたしても、これに従わない、あるいはその違反内容が宿舎の維持、管理に重大な支障を及ぼす場合、このような場合も明け渡しの事由として追加をいたしております。

次に、宿舎の貸与を受けております者が、明渡し手続期間について一定期間を規定いたしておりますが、この期間を経過いたしてもなお明け渡しをしないというような場合におきましては、損害賠償金を支払わなければならないこととしたしまして、その最高限度を使用料相当額の三倍というふうに規定をいたしました。この三倍といたしましたのは、使用料算定基礎から除外いたしました建設費用の利子、利息、それから管理事務費を、こうした明け渡さない人方に対しては、免除する必要はないと考えまして、これを加えて計算いたしますと、おおむね使用料の三倍相当額になるわけでございます。

第七の点は、この改正法の施行期日でございます。これは昭和三十四年四月一日といたした。新しい年度の当初からこの法律によることとしたのでございすが、これはこの法律を関係各方面に十分周知徹底をはかります必要があらうかと考えたのでございします。

以上が簡単にございしましたが、内容の概略でございます。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成をいただきたくと存する次第でございます。

○委員長(永岡光治君) それではこれより本案の質疑に入ります。ただいま佐野大蔵政務次官、賀屋管財局長、谷川管財局長が出席されております。御質疑のおありの方は、順次発言を願います。

○矢嶋三義君 国家公務員宿舎法の題名で法を整備されたことは、非常に私はけっこうなことだと思つてゐます。むしろ、こういう整備をされるのは時期的におおきに失したのではないかと思つてゐますが、しかし、この法案を見まして、努力のあとがよく見えます。今後いかように運用されるか、運用のいかんによつてこの法の価値とい

うものがかかなり左右されると思つてゐるけれども、逐次何つて参り、最後に要望いたしたいと思つてゐるけれども、今の政府委員の説明といい、この法の整備その他といひ、私としてはこれに見るに及ばぬもので、敬意を表する次第であります。

まず伺いたいのは、いわゆる公務員の宿舎の提供ですね。まあ、日本は役人の楽園だといふようなことが言われるわけですが、世界各國とも大体宿舎の取扱ひといふものはどういふ状況なのか。私は調べたことがないのですが、あなた方研究されておると思ふので、それを伺いたいと思つてゐます。

○政府委員(賀屋正雄君) 諸外國の公務員の宿舎の点につきましては、詳細な調査をいたしておりますが、大体いろいろな話によりまして、アメリカあたりは、まああつたといふ程度でございます。それで、別にどういふ制度もないといふのでございすが、ドイツ、イタリア等では、ある程度制度としてあるように聞いておりますが、なお、詳細はもう少し調べてみたいと思つてゐます。これが大体今聞いておる程度でございます。

○矢嶋三義君 悪く言えば、官僚独善の国だとか、官僚国家だといふことが言われるのですが、今度整備された宿舎は、かなりいい角度から整備されておりますけれども、それにしても私は疑問を持つことは、宿舎に三段階を設けてあるといふ、給与と若干関連づけられているといふことなんです。一般的に日本は宿舎関係ルールに扱つてゐる国はないのじゃないか。従来やばり官僚国家で、官僚がばをきかして

おつただけに、非常に世界各國比べた場合、最もルールに扱われてきたのではないか。あと逐次何うと云ふ、いわゆる公邸の問題とか、無料宿舎の問題等に触れて参りたいと思つてゐるのですが、果して日本の公務員の給与は低賃金ですが、給与をきめる場合に、国民の税金によつて提供されるこの宿舎と、非常に密接不可分の関係に結びついて検討されているかどうかといふ点、疑問なきを得ないと思つてゐるのですが、何か宿舎といふのは、役得根拠と云ふと結びついてゐるのじゃないか。そういう点において今までも非常にルールに治つた。今後、法を整備して運用を適正にやつていくという方向といふものは非常にけっこうだ。こういうふうには私はおほめを申し上げておくわけなんです。日本が一番こういう点についてはルールな方じゃないですか。どういふ認識でおられますか。

○政府委員(賀屋正雄君) これは手前みそになるかも知れませんが、この宿舎法が設置せられて以来、法律の規定に従つて私どもはその維持管理、あるいは宿舎の貸与を受けております者に対するいろいろな義務の遂行等につきまして、極力、法の精神にのっとりやつて参つた考えでおります。それにいたしまして、従来の法におきましては、多少この規定上、不十分な点がありましたので、今回の改正をいたすことにいたしました次第でございます。公務員の宿舎が特別のフェーバーのうちに考えられておるものもあつたのでございすが、現況は必ずしも公務員の宿舎等の要求は十分満たし得ないような状況でございまして、その充足率から申しまして三六〇程度だ

と存じますが、まだまだこの宿舎を与える必要性というものは、今日の住宅不足の状況からいたしまして、依然強いものがあると考えておるのでございまして、ただそれにいたしまして、公務員が特権をもってこの宿舎に入るというふうな感じを民間の方々に抱かせるという点は、これはあくまでもよく検討いたしまして、自肅自戒をすべきものであるというふうに考えておりまして、今後、この法律の運用に当りましては、十分総括大臣としての大蔵省といたしましては、気を付けてやって参りたいと考えております。

○矢嶋三義君 具体的な点を次々伺って参りたいと思いますが、この宿舎の建物並びに中に入れている家具を含めて、現在、国有財産は金額としてどのくらいになりますか。

○説明員(谷川宏君) 公務員宿舎の中には、一般会計の所属のものもございまして、特別会計のものもございまして、一般会計の宿舎につきましては古いものも新しいものもございまして、古いものにつきましては再評価の点については十分評価ができてはおりませんが、大体におきましては百五十億円くらいでございます。特別会計のものにつきましても、大体同程度のものが存在しておる状況でございます。

○矢嶋三義君 毎年度どの程度予算を支出しておりますか。

○説明員(谷川宏君) 一般会計の宿舎といたしましては、三十三年度の予算におきましては十三億円でございます。それから三十二年度は十五億円でございます。三十一年度は十億二千万円、過去二十四年以降、公務員宿舎法

がございましてから、一般会計で支出をいたしました金額を御説明いたしますと、二十四年度以降三十三年度まで百七億円の宿舎の建設費になっております。同様にいたしまして、特別会計の分といたしましては、二十四年度以降三十三年度まで、宿舎の施設費として七十五億円支出しております。一般会計、特別会計合算しまして昭和二十四年度以降三十三年度まで百八十二億に上っております。先ほどの金額との食い違いは、これは宿舎法施行以降国の予算で支出をした建設費用でございますが、それ以前におきまして存在いたしました宿舎等を含めまして二十四年度以降におきまして交換等によりまして取得した宿舎等を含めまして、先ほど御説明したような数字になるわけでございます。

○矢嶋三義君 その宿舎の新規施設費、建設費、それを除いて修理とかあるいは公邸等における備品、光熱水料、いわゆる維持費的なものは年間どのくらい使っておりますか。

○説明員(谷川宏君) この維持費的なものの中に、新しく備品等購入する費用と、それから光熱水料、修繕費等の経費があるわけでございますが、私ども、私どもと申しますか、大蔵省管財局において扱っておりますのは、一般会計の宿舎の中で主として合同宿舎については維持、管理の責任がございまして、各省の単独の宿舎あるいは公邸につきましては、それぞれ所管の官庁が維持、修繕の責任を持ちます関係上、それぞれ官庁でその経費を整理しておりますので、全体どのくらいかという数字につきましては、私どもは手元に資料ございませんが、御必要であれば、各

省に相談しまして資料として御提出いたしますが、管財局で扱っております合同宿舎の修繕費といたしましては、年間約六千万円くらいでございます。

○矢嶋三義君 私は宿舎の新設に要する建築費、それは除いて、一体維持費にどのくらい国民の税金が公務員のために使われているのかというところを知りたいわけですよ。大まかな数字でいいですから、いつかの機会に教えてもらいたい。

○説明員(谷川宏君) 管財局で扱っております宿舎の維持費を一緒に集計いたします関係上、多少時間がかかると思いますが、いずれ御提出したいと思っております。

○矢嶋三義君 しばらく、公邸の備品、光熱水料は年間幾ら出しておりますか。

○説明員(谷川宏君) 公邸につきましては、現在、公邸と申しますか、大臣公邸がただいま四つございまして、それ以外に裁判官の公邸、あるいは検査院の院長、あるいは人事院総裁の公邸、各省それぞれその公邸を所管しております官庁におきまして維持費を予算要求し、査定を受けております関係上、公邸全体の維持費が幾らであるというところは、ただいま手元に数字がございませんので、後ほど提出したいと思っております。

○矢嶋三義君 その公邸は資料として早急に出していただきたい。全公邸とさらにその内訳として大臣公邸の分を抜き出して、備品、光熱水料に因りて幾ら支出しているかというのを資料としてできるだけ早く出していただきたい。

○千葉信君 資料の関係について、ただいま八木委員の言われた区別のほか、地方別の宿舎数ですね。それから各省、各政府機関別のもの、これを一緒に提出していただきたい。

○説明員(谷川宏君) 地域別の戸数はわかりません。しかし地域別と申しましたも、私も管理しております大蔵省系統の財務局の地域別の数字であります。早く出します。それから各省の所管別の戸数は早急に出しますが、坪数として、二十四年度以前におきまして、すなわち宿舎法施行以前においては、戸数は詳しくつかんでおりませんが、坪数につきましては、いろいろの関係で古い家等もございまして、早急に私も数字を提出するということとは困難と思いますが、各財務局の地域別の無料宿舎、有料宿舎の戸数、それから各省別の戸数という二つの資料にまとめまして提出したいと思っております。

○千葉信君 私の知りたいのは、政府の御答弁を聞いていて、大体全体の公務員、政府関係機関の職員等も入れてその貸与されておる宿舎の数というのは、割合にして三六%くらいだというのは、割合にして三六%が一体地方にそういう割合で公平に分布されておるかどうか、こういう点を明確にしたいのです。坪数とは別に関係ありません。戸数の関係ですから、できるだけ各省別、各機関別の戸数と、それからできれば一緒にその地方別の公務員数ないしは各政府機関の人員数と一緒に資料として出していただきたい。

○矢嶋三義君 さっきの公邸と無料の宿舎と、有料宿舎の戸数のトータルだけは、お答えできると思っておりますので今お答え願いたい。

○説明員(谷川宏君) 公邸は現在三十五戸でございます。次に無料宿舎、これは一般会計、特別会計合算して二万七千戸でございます。有料宿舎は一般会計、特別会計合算して五万五千戸、有料宿舎、無料宿舎合算して八万三千戸でございます。

○委員(永岡光治君) 八木委員から先ほど質問のありました敷地の延坪数及び延坪数、延べですね、それは非常に今直には困難だという話であるので、ゆつくりでいいのですか。

○八木幸吉君 今私のお願いしたのは、公邸に限って申し上げたのです。政府委員の方では、それを全般のうちにちよつと誤解されたような形でありましたが、私の坪数と価額、賃貸の価格、延坪、敷地というものは、公邸に限ってという意味であります。

○委員(永岡光治君) 総務課長よろしく願いますか。

○説明員(谷川宏君) 公邸の名称と坪

の御答弁を聞いていて、大体全体の公務員、政府関係機関の職員等も入れてその貸与されておる宿舎の数というのは、割合にして三六%くらいだというのは、割合にして三六%が一体地方にそういう割合で公平に分布されておるかどうか、こういう点を明確にしたいのです。坪数とは別に関係ありません。戸数の関係ですから、できるだけ各省別、各機関別の戸数と、それからできれば一緒にその地方別の公務員数ないしは各政府機関の人員数と一緒に資料として出していただきたい。

○矢嶋三義君 さっきの公邸と無料の宿舎と、有料宿舎の戸数のトータルだけは、お答えできると思っておりますので今お答え願いたい。

○説明員(谷川宏君) 公邸は現在三十五戸でございます。次に無料宿舎、これは一般会計、特別会計合算して二万七千戸でございます。有料宿舎は一般会計、特別会計合算して五万五千戸、有料宿舎、無料宿舎合算して八万三千戸でございます。

数、その現在の使用者の名前、その三つだけの表をお出ししたいと思ひます。

○八木幸吉君 いや、私の要求したのはそうじゃなくて、名称と敷地の坪数、建坪、それから価額、これは固定資産税が何かでわかると思ひますが、賃賃価額、それだけであります。

○説明員(谷川宏君) ただいまの価額以外の点は手元にも資料がございますので、今御説明もできるわけでございしますが、価額につきましては、国有財産の台帳価額をもとにしまして……、ただ、公邸の中には民有の建物及び土地を借り上げて使用しているものもございますので、その民有の土地、建物につきましては、固定資産税の台帳価額といふことでよろしければ、そういうことで……。

○八木幸吉君 方法はあえて私は問いませんが、あなたの方で適当と認める方法で、今申し上げたのを表としてお出し願ひたい。それからもう一つ、先ほど一般の国設宿舎の階層別と申し上げましたが、これは大体三段階なら三段階、四段階なら四段階に分けていただきたいと思ひますが、それはできますか。

○説明員(谷川宏君) 現在公務員におきましては俸給の等級別がございまして、その等級によりまして上中下の区分をいたすことができるかと思ひますが、ただいま三段階というお話しでございしましたが、その上級、すなわち本省の課長以上の者とそれ以外の者、この二段階程度にしたいと思ひます。早急に資料を出せるわけでございしますが、それでよろしゅうございしますか。

○八木幸吉君 私の伺うポイントは、

実は全体を総平均して三十六％しか充足されておらないと、その不足分は、私はおそらく上の方は割合に不足が少なくて、下の方が非常に困っているのではないかと、こう思ひます。その点を私は実は伺ひたいので、その意味合いでできればこまかく分けて、かつ不足のパーセンテージをおのおのにつけていただきたたい、こういう意味であります。

○説明員(谷川宏君) 早速にお出しするとなりますと、ただいまも申しましたように、上級とそれ以外の者といふことでございしますと、すぐ数字が出ますが、さらに参考資料として上級及びそれ以外の者の内訳をできるだけ御納得がいく程度に整えましてお出ししたいと思ひます。

○八木幸吉君 けつこうであります。

○矢嶋三義君 詳しいことは資料に基いて、出てからと思ひますが、もうちよつと伺ひたい点は、この充足度が三十六％といふことですが、これは大体省並に比して分配した場合で、アソバランスなくいっているのかどうか、その状況と、それから私が常々感じて居ることは、地方に行くに税務署の役人なんか転任されるのですが、そのときは商人は公舎がないというのちの家を下宿して、若い人は下宿してもらおうとか、家族のある人はうちの借家に入ってもらおうとか、非常に狂奔するようですね。家をただでお貸ししても、税金の方をうまくやればよほどいいらしいのです。それから検査関係に携わると、こういう人なんかはやはり私は職務執行の立場から公舎といふものがあつていかなければ、まあと公務員も平等に必要だと思ひます。

が、特にこの検査関係とか、税務署とか、直接国家権力を背景に大きな力を執行する人は、公舎が必要ではないかといふことを具体例でしめしめ平素から私は感じて居るものなんです。それが、そういう立場から伺ひたいわけですが、状況どうなつておりますか。

○説明員(谷川宏君) 全体の充足率は、先ほど局長から御答弁申し上げましたように三十六％程度でございしますが、この中には特別会計もあれば一般会計もある、有料宿舎もあれば無料宿舎もあるといふことでございしますが、これを各省別に見た場合にどうかといふ御質問でございしますが、大体のところは、大体極端な隔たりはございせんのですが、たとえば国会職員であるとか、あるいは会計検査院であるとか、地方の官署を持たない役所と、税務とか警察、国警とか、そういう地方の出先機関が圧倒的に多い役所と比較してみますと、中央官署のみの役所は平均以上に充足しておるし、地方の出先機関が多い。またさらに人数の多い役所は、ある程度平均以下になつておりますが、これは年々大蔵省におきまして一般会計の有料宿舎、無料宿舎を各省庁と御相談して配分する場合におきましては、できるだけすべての官署が平均の数字に近づけるように年々努力して参つておりますが、何分一般会計の予算は先ほど申し上げましたように十億、あるいは一番多いときで十五億といふことでございまして、それに比べて年々三千戸程度しか新しく増加することができませんので、一挙に充足度の悪い役所に多く割り当てますと、その他の役所でも、たとえば地方の出先機関が新しく法律で設けられる

というふうな特殊事情もございします。で、なかなかすべての役所を平均に持つていくということが困難でございします。さらに不足の理由をいたしまして、税務職員のように勤務が非常に激しいという結果不足を来たすという役所に對して、その点をどう重く見るかといふ事情もございまして、私どもでできるだけ各省も平均的に充足していただくようにしたいと思ひますが、何分予算全体の金額が小さいので、一挙にそこまで持つていくことは困難である事情がございします。

○千葉信君 今の質問と答弁ですね、それと八木君の方から要求してある資料が出れば、おのずからいただいた資料が正しいか正しくないかはつきりせられます。で、やはり資料を出してもらつてから、その点は十分質疑応答した方が事態が明確になると思ひます。その事例として、ただいまの答弁ではアンバランスがあるかといふ質問に對して、アンバランスがあるところもあるし、ないところもある、はつきりした答弁じゃないのです。大体は、ある程度平均しているかもしれぬけれども、その政府のある機関によつては、非常に地方的にアンバランスなところが、極端な例があります。たとえばある地方のときは五人に對して三人の宿舎が充たされて居る。しかも同じ機関の中で、地方では全く五人に三人どころではない、十人に一人といふ格好のところもある、こういうところもあるわけですから、どうも今の答弁だけではつきりしませんので、これはやはり資料を早急に出していただつて、その点明確にする必要があると思ひます。至急あつたり、おそれるこの問

題審議されると思ひますから、なるべく急いで出してもらひたい。

○説明員(谷川宏君) あすできるだけ資料を間に合せたいと思ひますが、手元に資料がないものもあるかと思ひますので、あす間に合わない資料は、またあらためてお出ししたいと思ひます。

○矢嶋三義君 今の点は千葉委員の申される通りで、その通りにいたしたいと思ひます。

次に非常に簡単なことを伺ひますが、いわゆるわれわれが総理官邸と言つて居るのですね、あれは正式の名前はどうかといふことになるのですか。

○説明員(谷川宏君) 総理官邸という俗稱でございしますが、現行の公務員宿舎法による公邸ではございせん。で、総理府の行政財産でございします。その行政財産の口座名としては、旧総理大臣公邸といふことになつて居ると思ひます。

○八木幸吉君 行政財産。ほかの公邸も全部行政財産じゃないですか。公邸といふものはすべて行政財産とは違ひますか。行政財産かと私は思ひます。

○説明員(谷川宏君) 公邸は行政財産でございしますが、行政財産の中に、普通の事務庁舎とそれから宿舎と、宿舎の中に公邸、無料、有料宿舎とございしますが、ただいまの俗稱総理大臣公邸は、総理府の庁舎でございします。

○矢嶋三義君 もとは総理大臣官邸は庁舎であつた住宅であつたわけですね。現にもとは住んでおられた。それで今の説明では、これを庁舎だけにして、そして総理大臣のお住まいとしては併置の方の家を借りた、あれを総理

も至急やるようにいたしたいものと考
えておる次第でございます。

○矢嶋三義君 事務当局に伺います
が、いわゆる通称総理官邸が総理府の
庁舎といふことですが、そうだとすれ
ば、あの建物で、ある政党、たとえ自
民党の青年部会とか婦人部会なんかを
開くといふことは間違ひじゃないで
すか。事務当局はどう考えますか。こ
れは事務当局の見解を伺います。

○説明員(谷川宏君) 行政財産は本来

その行政目的に使うことが建前ではございしますが、行政財産の使用に当りまして、その行政目的に反しない、行政目的を阻害しない範囲内において、関連する方に使用を認めるというのが、国有財産の管理の建前でございます。具体的御指摘の例の場合におきまして、総理府におきまして、総理府の事務に関連して、総理府の事務に支障がない範囲におきまして、総理府の事務に関連しておるいろいろな会議等に使う場合は、国有財産法の建前からこれを認めておるといふことでございします。

○矢嶋三義君　ばかなことを言いなさんな。だから、あえて私は事務当局の見解を求めた。だから官僚は軽べつされるのです。そつがないだけが能じゃないのです。あなた方が言う国民に忠実なる前途有為の国家公務員なら、ず

ぱりと信念を持つて答へなさい。だからといって、何もこわいわけはないでしよう。それを言つたからといって、政務次官からかえつてほめられこそすれ、今のようなことでは輕べつされますよ。ばかなことを言ひなさんな。だから私はあえて聞いた。幾らあなた方は頭がいいからといって、物事は曲げて言うべきではない。だから私はある

特定の政党、特に自民党とまであげて言つたのだ。そういう人をばかにした答弁をするんじゃないです。これが庁舎でなくて、普通通り総理があなたに住んでおつて、事務にも使ひ、個人生活にも使ひという場合なら使ひ方があつた。ところが、総理府の庁舎というものと、公邸というものを、これを分離したのだ。最近、分離したとなれば、はつきり分離した使ひ方をしなければいけない。そんな庁舎で、自分が所属する政党の青年部会とか婦人部会とか、そんなレセプションというのは、何で総理府の仕事と関係があるのですか。そんなことがわからないのですか。あんな。私は、この法律の中で特に氣にいつた文章が「一カ所ある。それは十四ページに「善良な管理者の注意をもつて」というような言葉がある。これは非常に考へたりつばな言葉だと思つておる。家を借りたものを「善良な管理者の注意をもつて」云々、これはいい表現だと思つておる。こういう活字を使つておるながら、一方、今のような答弁があるのですか。これは総理官邸の善良な管理者じゃないです。よ、あんな使ひ方は、総理の公邸が、年間七十七万円で借りたなら、かつては総理の奥さんが同窓会をやつたじゃないですか、山口県の大卒の卒業した女学校の同窓会を、あの総理官邸のホールでやつたじゃないですか、管理者は注意すべきであるのです。あんな、そんな考えだから、そういうことになる。国民は住宅がなくて困つておる。公務員だって、すいぶん宿舎がなくて困つておる。あんなもそうかもしれないが、二時間も満員バスとか満員列車にゆられながら通勤しておる人がある。だから、私の考えとすれば、総理もいろいろなにありましようが、総理官邸の使用を厳格にすれば、私は、あえて新たに総理公邸というものを建築しなくても、国民の税金をそういう方面に使わなくても、私は間に合ひのじゃないかという見解を持つておるのです。外国の使臣とか、外国の日本に駐在する公館の代表者あたりと、日本の外務大臣とか、あるいは総理大臣がお会いするような迎賓館とか、あるいは外務大臣の公邸とかいうものは、日本の体面上、かなりつばにしておかなきゃならぬというところも、私は了解します。総理大臣の公邸は、今、総理官邸は使ひ方次第では、つばに私はやつていけるという考へを持つておる。場合によれば、総理府の庁舎、ある場合には岸さんの住宅というふうな感覚で使ひ用しておる。だから自民党の青年部会があつたり婦人部会があつたり、あるいは自分の選挙区の山口県の同志が来た場合に、その会合に使つたり、はなはだしい場合は、奥さんの同窓会に使つたりするということになる。そういう点については、明確な解釈を下さなければいけないです。よ、私は、あんなを評価する意味で、あえて事務局の見解を求め、答弁を要求したが、だめです。嚴重なる注意をしておきます。そういうふうな考へ方の人には、国有財産をまかせることではできないと思ひます。政務次官の答弁を求めます。

○政府委員(佐野廣重) 矢嶋委員の御意見、十分傾聴いたしました。あまり目にあまるような使ひ方、こういうことにつきましても、十分注意をいたしたいと思ひます。今、青年部、婦人部等のお話がありましたが、これは弁解となりましては、はなはだ恐縮でございます。すけれども、党の方にも部屋がなかつたり、最近で上りましたから、そちらの方を使ひたいと思ひますが、さうながら十分注意いたしたいと存じます。

○矢嶋三義君 これらの議長公邸とか、あるいは首相公邸、それから今のような問題については、きょうあすの佐藤大蔵大臣の答弁を求めるために保留をしておきます。あとちよつとで、応答しますが、それは在外公館です。ね、在外公館の長がここに出ておるんですが、一応数字だけを承つて、これも私は大臣に直接伺いたいと思ひます。在外公館の長の公邸は国有財産のもので借り上げのものはいかうになつておるのか。それからこれは公館の長ですが、在外公館です。公館そのもので国有財産のもので、それから借り上げのものは、件数にしてどういふふうになつておるのか。その年間の借り上げ料は幾らになつておるのか。数字がわかれば今お答え願ひたいし、今わからなければ、後刻資料として出していただきたい。私も数少ない機会にちよつと在外公館のものをいいたんですが、国家財政が貧困だから思ひにまかせないにしても、やっぱり外地の公館となると、国の体面というものもあるんだから、ある程度の私は整備はしなくてはならないと思ひます。それからまた、借り上げておる場合に、非常に借り上げ料が高い。年々ああいう借り上げ料を払つていっては大へんだと思ひ、日本の国も永久に続くし、国際社会の一員としてずつと生きていくわけだから、国家財政不如意とはいへ、何とか日本の体

面が保てるような公館を取得することのできぬのかというのを感ずるわけなんです。ことし作ればことしから使えるわけですから、ばかの一つ覚えのようになつておるわけじゃないけれども、P2Vなんという対潜哨戒機が一機五億六千万円するんだが、ことし作つたからといってすぐ使えるわけでもないし、あつてすぐ使へるのを見たとときに、国防と外交は不可分の関係にあるんだから、在外公館をああいうふうなみすばらしい格好にして、そうして高い借り上げ料を払うのは、これは外務大臣の政治力の不足が何か知らぬが、どうも国のお金の使ひ方に私は理解し兼ねる点を持っておりますので、あえて伺つておるわけなんです。お答え願ひます。

○説明員(谷川宏君) 在外公館の長に對する公邸につきましても、大蔵省から外務省が予算を取りまして外務大臣が設置することに建前をとつておりますので、ただいま私どものところに資料がございまして、さつそく外務省から資料を取りまして、在外公館の長の公邸の国有と民有を別にした表をお出ししたいと思います。

○矢嶋三義君 それは資料が出た後にします。それからそれにちよつと関連してくるんですが、私は議員宿舎にお世話になつておるんですが、議員宿舎はこの法律の中に入らないんですか。

○説明員(谷川宏君) 議員宿舎は、この法律の適用外でございます。

○矢嶋三義君 この官公庁の中に参議院、衆議院というふうなが入つていては、私どもも国会事務當局から御相談を受けまして、できるだけ押当りの単価等については、均衡がくずれないような態度をもつて国会事務

当局が管理している状況でございますが、

○矢嶋三義君 関連して承わっておりますが、国民の税金で建てた宿舎でこの法律の適用を受けないのは議員宿舎だけだ、かように承わられますか。ほかに何かありますか。

○説明員(谷川宏君) 国家公務員の中で議員宿舎以外は、一応国家公務員宿舎の適用の対象でございますが、ただ人が、国家公務員が居住している施設であつても、宿舎としてとらえることが適当でないもの、たとえば公共事業の河川、道路等の現場におきまして、その工事を遂行するために必要な国家公務員が臨時に入つてゐる施設であつて、宿舎としてとらえることが適当でない飯の飯場という所に国家公務員が入つてゐる、たとへばこういう場合は、この宿舎法の適用外でございます。

○矢嶋三義君 だから私の伺つてゐることは、仮小屋なんかは特例中の特例で別として、宿舎らしい宿舎、平つた言葉で言へば、住居らしい住居で、しかもそれは国民の税金で建てた住居でこの法律の適用を受けないものは、衆参の議員宿舎だけだと、参議院議長、衆議院議長並びに副議長も入つておるわけですからね。それだけだと感ずるのですが、そういうことになりませんか。

○説明員(谷川宏君) その通りでございます。

○矢嶋三義君 その点は私ちよつと理解しかねる点があるのですよ。立法院と行政府の関係かと思つたら、そうでもないし、司法府の者も入つてゐるし、何か入る方が自然じゃないかと思

うのですがね、理解しかねるのです。あなたの答弁は一応承わつておきます。

時間も参りましたので、最後に一つ承わりたい点は、なかなか、これにはもう一方所名文があると思うのですよ。それは十一條に「もつぱら居住者の私用に供するものを除く」という文章、うたいがあるわけですね。それから十七條にも「電気、水道、ガス等に要する費用は、(もつぱら居住者の私用に供するものを除く。)」とあるのだが、これはどういふふうに運用するのですかね。私はこれを挿入されたといふことは、そのセンスに私は敬意を表するのです。非常にいいことだと思ふ。公邸を使つておつて、自分の私用と直接関係のない、選挙区の人なんか、わんざと呼んで来て、そこで御馳走なんかする電気、水道、ガスを使うのだが、それらが全部国費で支払われてゐるわけですね。そういうものを、今あなたの方の表現で言へば、善良な管理者の注意をもつてという何で自衛してもらいたいというような念願をこめて、この活字が現われてきたのじゃないかと思ふのです。しかし、実際の運用はいかにやうにされるのかという私は疑問を持つのですが、これはどういふふうなお気持ちか、これを局長一つお答え願ひたいと思ひます。

○政府委員(賀屋正雄君) 御指摘のもつぱら私用に供する光熱、水道等を除く規定の運用の仕方についての御質問でございますが、これは厳格に一銭一厘あやまりのないように運用するといふことは、これは私もどういふ不可能だと考えております。この規定を設けました趣旨をくみ取りまして、大

体その公邸にお入りになつております家族の構成、それから一般家庭における標準の使用量、そういうものを資料といたしまして、一定限度までを御負担願ふということ、ある程度は便宜な方法によらざるを得ないと思ひております。具体的に詳細な運用の仕方については、まだ決定いたしておりません。できるだけこの法律の趣旨に沿つたような取りきめをいたしたいと考えております。

○矢嶋三義君 午前中の質疑はこれで終ります。

○八木幸吉君 簡単に資料を要求しながら、ちよつと質問をするのですが、宿舎の設置に関する計画といふものは、むしろある程度旧法にも新法にも書いてあるが、その宿舎の設置に関する計画をなるべく詳細に資料としてお出しいただきたい。それからこの法律の適用外はバラックだけに限るようなお話があつたのですが、林野庁関係なんかで現場に相当普通の家屋が建てておられて、そうしてしかも、この適用外になつておるといふようなものがあるのじゃないかというふうな気がするのですが、その点と、それからもう一つは、総理官邸に、前は大蔵さんがやられたあの日本家があつたが、これはもう取り除かれたようですが、なお前に私用に使つておつた一部分は残つておりませんか。全然ありませんか。この三点だけ、ちよつと簡単に御答弁を伺ひます。

○説明員(谷川宏君) 第一の設置計画の、具体的などという項目を計画として表に現わすかということにつきましては、資料としてお出しします。ただ、それは数字は入らないものでよろしいといふふうに理解してよろしゅうございませうか。

○八木幸吉君 いや、計画である以上、数字をなるべくたくさん出していただきたい。

○説明員(谷川宏君) その設置計画、三十三年度の、本年度の計画をお出しすることにはいたしたいと思ひます。と申しますのは、三十四年度の設置計画につきましましては、現在各省から要求を取りつづめる段階でございます。それをまとめる時期には来ておりませんので、本会計の三十三年度の設置計画を資料としてお出しします。

○八木幸吉君 来年度の予算編成期にもなつておりますし、大蔵省の腹案といふものもあると思ひますが、最後の決定はなされてよろしいが、大体このくらいの気持を持つてゐるという来年度の概算計画でもお出し願ひたい。

○説明員(谷川宏君) 設置計画の大体の腹案と申しまして、各省から、各省別の宿舎を必要とする戸数、それから現在の充足状況、それから必要とする理由等詳細な資料を求めまして、それを一般会計におきましては、大蔵省におきまして管財局で検討して計画を立てるわけでございますが、まだ三十四年度分の全体の総額と申しますか、一般会計の宿舎施設費の予算の査定も主計局においては終つておりませんし、また特別会計におきましても、三十四年度の宿舎費の額が主計局において決定いたしております現状の段階において、総額がきまりませんので、各省別の内訳を計画化することのできませんので、ただいまのところ、三十四年度の計画を我にすること

はできませんので、三十三年度の現在実行中の計画をお出しすることにしたと思ひます。

○八木幸吉君 三十三年度は実行中のものでけつこうですが、三十四年度を大蔵省関係だけでも出して下さい。

○説明員(谷川宏君) 大蔵省所管の宿舎設置要求につきましても、まだ出ておりません。すなわち現在の段階として、各省に對しまして一般会計の三十四年度の宿舎の要求書を十一月の半ばごろまでに提出するように要求いたしておりますので、大蔵省の分につきましても、現在のところは具体的な要求が出ておりませんので、現在大蔵省の官房会計課長のところで、大蔵省所管全体の三十四年度の要求を取りまとめつあるのございまして、悪しからず御了承いただきたいと思ひます。

○八木幸吉君 大蔵省内部については至急に大臣官房において取りまとめたいと思ひます。これは自分の省のことだから出てくると思ひますが、いかがですか。

○説明員(谷川宏君) 大蔵省の職員に對する三十四年度の宿舎の要求の数字につきましては財務局の関係、税関の関係、国税の関係、いろいろ複雑な部署がございまして、がっちりした三十四年度の要求書をこの数日のうちに出来るかどうかは今ちよつと官房会計課長の方に連絡して聞いてみたいと思ひますが、それだけでは三十三年度分だけにためていただきたと思ひますが、

○八木幸吉君 政務次官お聞きのことですが、あなたの方で大体おわかりと思ひますが、これ以上時間を取りませ

あります。非常に私は遺憾千万だとい
うように思いました。何とかこれは

も考えなければならぬが、政府の方でも考えていただかなければならぬように思いました。で、まあ八木さんの御質問について、私も希望を河井文化財保護委員会委員長にも述べたような次第であります。あのままじゃ困るということは、大蔵省の方でも当然お考えのことだろうと思っておりますが、幸い衆議院の大蔵委員会から視察においでになっておられるということであれば、その後また御計画も立つたことだろうと思っております。どんなことになつておりましたか。

○政府委員(佐野廣君) 先ほど局長から申しましたように私は大蔵省側から、衆議院の大蔵委員会の方々と同行いたしました。よく拝見いたしました。仰せの通りこれは三笠というものが日本民族の発展と大きな関係のあるものでございまして、そのときに同行いたされた大蔵委員会の方々、所見を一通り申し述べられたわけではございませんでした。このままではいかんじやないかという空気が強かつたとお見受けをいたしました次第でございます。ただいまは大蔵省の一般財産となつておりますが、これはその当時、これをこのまま一般財産として保管するか、あるいは防衛庁へ移管するか、あるいは三笠保存会に回すか、こういうことが非常にいろいろの事情から、もう一つ横須賀の市に払い下げするかというふうないろいろなことが検討されておりましたが、最近では防衛庁へこれを回して、それで三笠保存会が委託管理するという方向がたてられておるわけでございますが、これが確定はまだいたしておらないのでありますけれども、これは国民感情なり、国会の皆さん方

の御意向によつて、これが方向づけられるというふうに存じておるわけでございます。

○竹下豊次君 御答弁を承りました。私も非常にうれしうございまして、私が、そういう方向で一日も早く決定、着手されることを希望しておきます。あそこへ行きまして、あの場所が、国民の大多数の者は見る機会がないわけでありまして、あれがもう少し東京の中のような手の届く場所にあつたら、これは国民は怒ります、黙つておりません。幸か不幸かあいう所に引つ込んでおりますので、そういう点もお考えになつて、市に払い下げるなんというところは、これはちよつとおかしい。どうしてもやはり国全体の関係でもつて何とか保存しなければならぬ大事なものだとかように考えておるわけでありまして、防衛庁であれば、私としてはけつこうであります。なるべく一日も早くやつてもらいたい。

○八木幸吉君 今の三笠の問題であります。が、昨年の九月に津島防衛庁長官にここにおいて願つてその問題を取り上げて、防衛庁で何とかしたらどうかと申し上げましたら、防衛庁では予算はない。ただし、艦艇修理費で若干あれを修理しようかという話もあるというのを承つておつたのですが、艦艇修理費では、どうも費目としてはまずいと思つておりました。この九月でございまして、ここへ河井文化財保護委員長においで願つて、むしろこれを国の文化財として保存する意思はないかと聞きまして、ところが、文化財保護の対象の中には船という字がない、そこでちよつと無理があるんじゃないかというお話もありまして、私は無形文化財というものもある世の中だから、そんな字があつたらどうかといういいじゃないかと云つて、河井文化財保護委員長の方に私は強く要望しておきました。が、ほかの予算の関係もありまして、趣旨は賛成だがというお話でございました。そこで、民間団体としては、この十一月の四日に三笠の保存のための発起人会ができて、そこで保存のための金を集めようという話が出ておりますが、私としては國が呼び鈴のように、金額は申しませんけれども、ある程度の予算をもつて金を出すということはぜひ必要だと思つたので、幸い来年度の予算の編成期でありますから、政務次官は特にこの問題に御注意をいただいて、ある程度の金を取る、これは文化財保護委員会にお出しになる方が、むしろより大局的ではないかと私は思ふのです。防衛庁ということも一つ考えられますけれども、それよりも一般的に考えた方がいいじゃないか。しかしどうしてもいかぬというところであれば、防衛庁でもけつこうであります。民間の一億何千万円の金を集めるといふことの呼び鈴の形で、國家予算からも若干の金を出すというふうな予算の編成のときに特に御考慮をお願いしたいと思つたが、この点政務次官いかがですか。

○政府委員(佐野廣君) 御趣旨よく承りました。それでさつき申し上げましたように、衆議院の大蔵委員会が非常にこれに御熱心でございましたが、私きょう唐突でございまして、向うの御意見、その後の経過を詳しく承知いたしておきませんので、いづれあらた

めて経過を御報告申し上げたいと思つた。○委員長(永岡光治君) ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕○委員長(永岡光治君) 速記を始めて下さい。

資料の提出の要求等もあり、他に御発言もなければ、本日の審議はこの程度にとどまして、本日はこれにて散会いたします。

午後零時五十九分散会